

3/12 16:50

経済水道委員会

説明資料

令和2年3月12日
観光文化交流局

目 次

頁

1 国際展示場の令和2年度行財政改革の取組み	1
2 国際展示場の拡張整備	2
3 金城ふ頭まちづくり協議会	9
4 新たな文化芸術の推進に向けた事業の試行及び体制の検討	10
5 四間道地区	12
6 県指定文化財伊藤家住宅の保存活用計画	13
7 技術提案・交渉方式	14
8 「名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事」における特別史跡のき損	14
9 き損に関する文化庁からのコメント	16
10 学芸員の工事立会いに係る文化庁の見解	17

1 国際展示場の令和2年度行財政改革の取組み

区分	新第1展示館	コンベンション施設
契約方式	P F I 方式	設計施工一括発注方式
縮減効果	約11%	約10%
見直し額	△408,998千円	△19,546千円

2 国際展示場の拡張整備

(1) 国際展示場拡張整備に係る基本計画の策定

ア 金額

29,426千円

イ 内容

区 分	内 容
施設計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・展示施設及び諸室等の用途・規模を設定し、整備に係る基本方針を整理・インフラ設備供給状況の調査・施設の基本性能、構造要件の整理・施設の配置計画、平面計画等の作成・管理運営計画の作成
概算事業費の算定	<ul style="list-style-type: none">・施設計画に基づく概算事業費の算定
事業方式及びスケジュールの検討	<ul style="list-style-type: none">・VFMの算定による定量評価等に基づく事業方式の検討・整備に係るスケジュールの検討

(2) 国際展示場拡張整備に係る基本構想とりまとめの考え方

ア 拡張整備の意義

(ア) 必要性

- ・近年の展示会専門事業者の誕生・増加と急成長を背景に、展示会産業は急速に発展しており、ポートメッセなごやにおいて大きな需要が見込まれる
- ・リニア中央新幹線開業に伴う機会（交流人口の拡大）と脅威（ストロー現象）、名古屋圏の中心産業である自動車産業の構造転換といった本市を取り巻く環境の変化への対応が必要となる
- ・多様な交流の促進、イノベーションの創出といった展示会の効果を得ることで本市の国際都市への成長及びさらなる産業力の向上につながる

(イ) 需要見込みの精査

(単位：日)

区分	需要日数	受入可能日数
平成30年度実績	544	497
拡張後見込み	1,086	923

イ 拡張整備の方向性

(ア) 現状と課題

- ・予約を受けられない展示会が多くあり、機会損失が生じている。また、展示スペース不足により出展できないケースや、希望する出展スペースを確保できないケースが多発している
- ・搬入出車両の待機場所や搬入出ヤードが不足しており、周辺道路での滞留につながっている
- ・令和4年10月の新第1展示館開館後は、展示施設が離れた場所となるため、動線の明確化等、来場者の回遊性確保が必要となる

(イ) 他都市展示場との比較

(単位：万m²)

区分	展示床面積
東京ビッグサイト	11.5
幕張メッセ	7.2
インテックス大阪	7.0
A i c h i S k y E x p o	6.0
ポートメッセなごや	4.0
パシフィコ横浜	2.0
西日本総合展示場	1.7
マリンメッセ福岡	1.4
神戸国際展示場	1.4

注 展示床面積は、令和4年10月までの供用開始予定を含む

(イ) 拡張整備方針

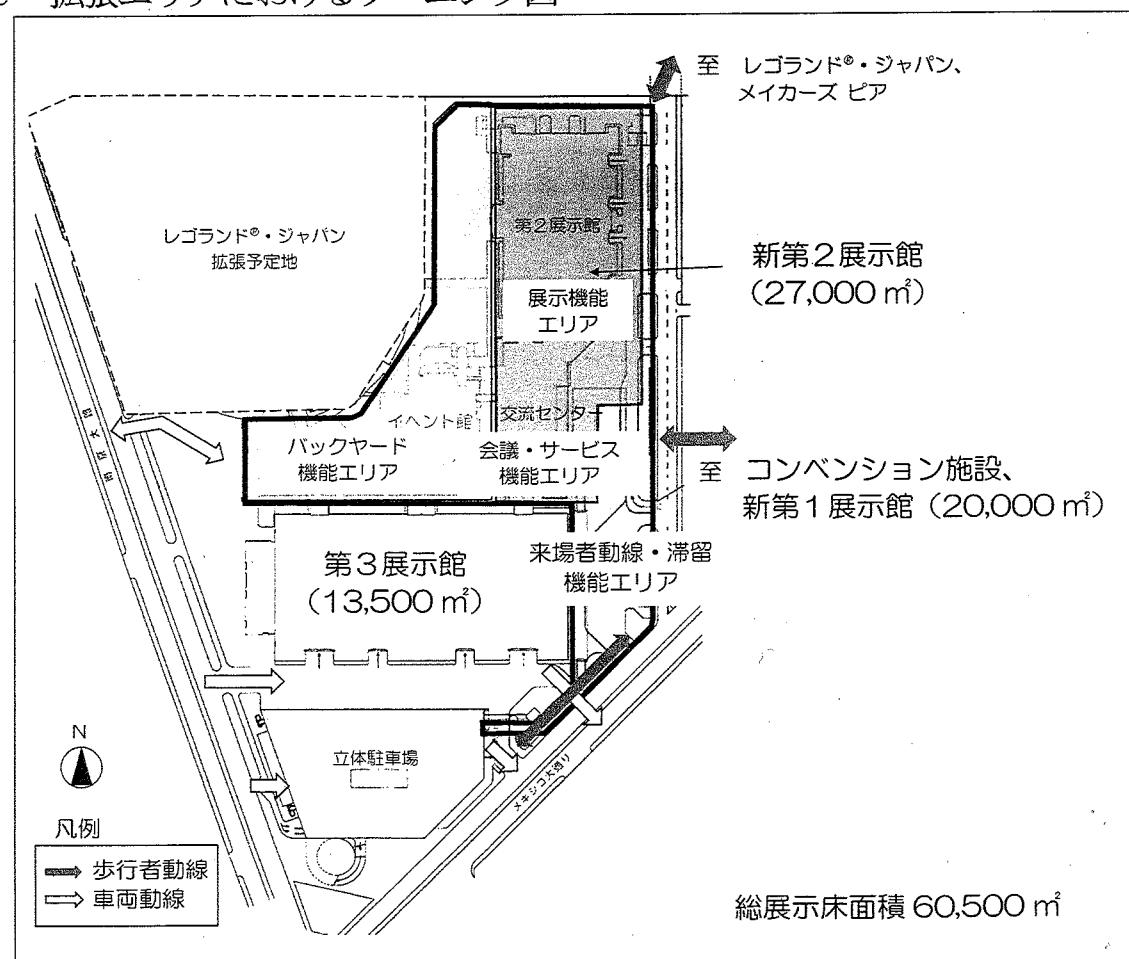
a 必要な機能及び内容

区分	内 容
展示機能	<ul style="list-style-type: none">全国的な規模・競争力を持つ展示場として、国内第2グループとなる約6万m²の展示床面積とする現第2展示館と交流センターを廃止し、2.7万m²の新第2展示館を建設する新第2展示館を2層とすることにより必要な展示床面積を確保する
会議・サービス機能	<ul style="list-style-type: none">会議・飲食等のサービス機能の拡充を図る
来場者動線 ・滞留機能	<ul style="list-style-type: none">主動線を2階レベルとし、新第1展示館等との回遊性向上及び歩車分離を図る多くの来場者を受け入れる滞留機能を確保する
バックヤード機能	<ul style="list-style-type: none">敷地内に大型車待機場を整備し、搬入出機能を強化する

b 金城ふ頭における施設配置



c 拡張エリアにおけるゾーニング図



d 整備時期

令和8年のアジア競技大会の開催、令和9年のリニア中央新幹線の開業という大きな機会を見据え、アジア競技大会までの新第2展示館整備による総展示床面積約6万m²へ拡張する

e 想定スケジュール

区分	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度～
総展示 床面積		33,946 m ²	40,076 m ²	33,500 m ²			60,500 m ²	
現第1 展示館		13,870 m ²		新第1展示館供用開始後解体				
新第1 展示館		10月供用開始		20,000 m ²				
現第2 展示館		6,576 m ²		新第2展示館整備の進捗に合わせ解体				
新第2 展示館	基本 計画		事業者選定 → 設計・解体・建設				27,000 m ²	
現第3 展示館			13,500 m ²					
備考							アジア 競技大 会の開 催	リニア 中央新 幹線の 開業

(3) 財務シミュレーション

ア 事業費の推計

470億円

注 新第1展示館等の整備費を参考にした推計値

イ 経済波及効果等の推計 (単位: 億円/年)

区分	経済波及効果	税収効果
新第1展示館 開館後見込み	850	9
新第2展示館 開館後見込み	1,100	12

注 観光庁「MICE開催による経済波及効果測定のための簡易測定モデル」
を使用した推計値

3 金城ふ頭まちづくり協議会

区分	施設名称等	所有・運営事業者
一般会員	あおなみ線	名古屋臨海高速鉄道(株)
	アンジェローブ	(株) 平安閣
	金城ふ頭駐車場	名鉄協商(株)
		日本管財(株)
		名古屋市(住宅都市局名港開発振興課)
	武田テバオーシャンアリーナ	名古屋オーシャンズ(株)
		武田テバファーマ(株)
	デイリーヤマザキ	個人
	ファニチャードーム	安井家具(株)
	ポートメッセなごや	(株) コングレ
特別会員	メイカーズ ピア	矢作地所(株)
		GCDS JAPAN(株)
	リニア・鉄道館	東海旅客鉄道(株)
	レゴランド®・ジャパン・リゾート	LEGOLAND Japan(株)
	水上交通	東山ガーデン(株)
オブザーバー	臨港道路等	名古屋港管理組合(建設部総合開発課)
	ポートメッセなごや	名古屋市(観光文化交流局MICE推進室)
	水上交通	名古屋市(住宅都市局名港開発振興課)
オブザーバー	伊勢湾岸自動車道	中日本高速道路(株)

注 令和2年2月末現在

4 新たな文化芸術の推進に向けた事業の試行及び体制の検討

(1) 目的

名古屋市文化振興計画2020に掲げる「新たな文化芸術の推進体制」の構築に向け、調査検討を進めるとともに他分野と連携する文化芸術活動への支援等を試行実施する

(2) 内容

(単位：千円)

区分	内 容	金 額
調査検討	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者会議 ・国内外のアーツカウンシル等における組織体制及び事業内容等の調査 	8,000
試行実施	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の試行実施及び機能の検証 ・他分野と連携する文化芸術活動の支援やモデル事業等の試行 	22,000
	計	30,000

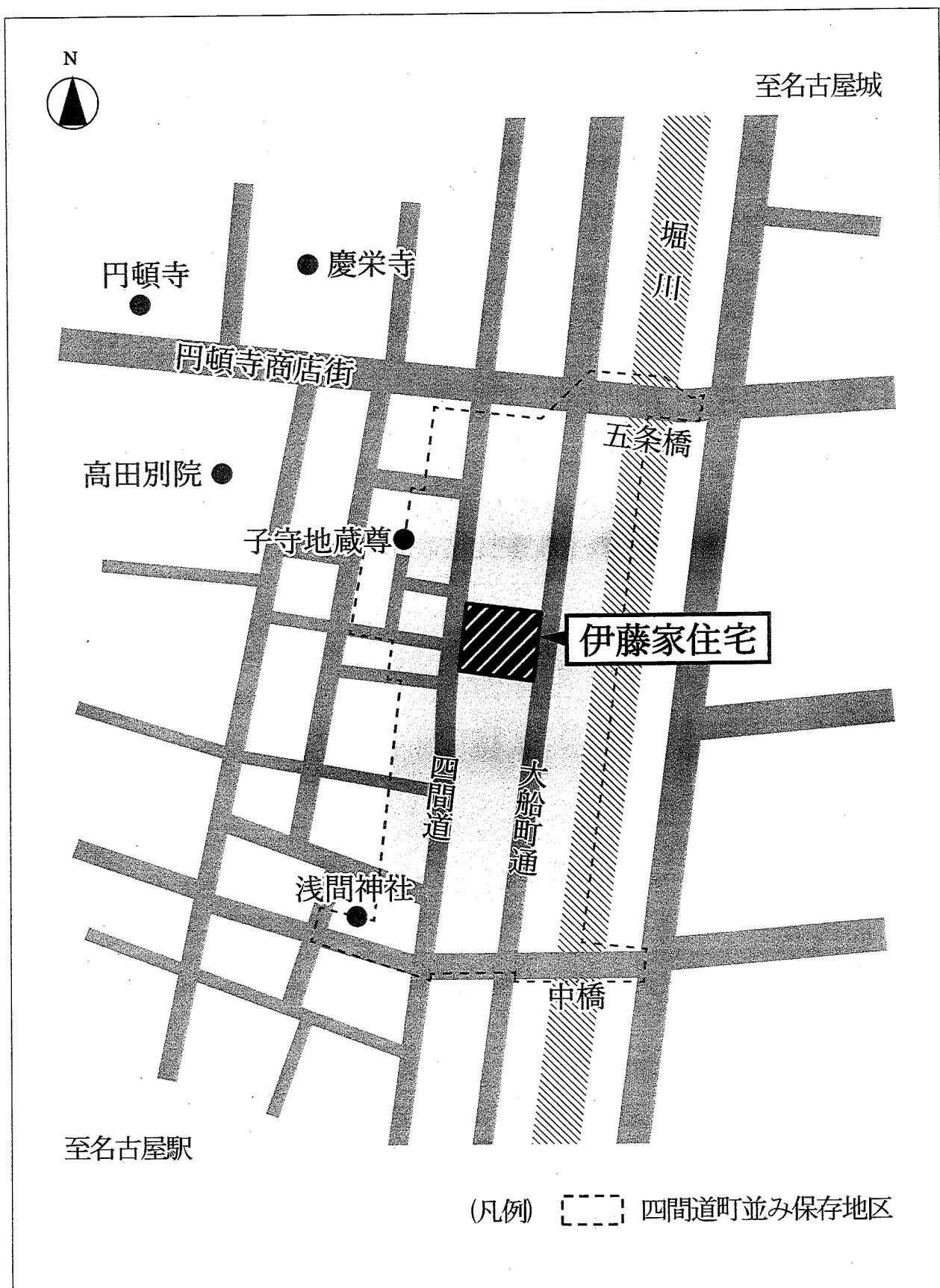
(3) スケジュール

区分	内 容
5月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・調査検討委託 ・第1回有識者会議（年度内に4回程度）
6～8月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の試行設置 ・支援事業の公募
9月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施 ・調査検討中間報告
3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・調査検討最終報告

(4) 他都市の主なアーツカウンシルの状況

区分	体制	主な取組み
アーツカウンシル東京	(公財) 東京都歴史文化財団の一部門として設置	・活動支援 ・人材育成
アーツコミッショニ・ヨコハマ	(公財) 横浜市芸術文化振興財団の一部門として設置	・活動支援 ・拠点形成支援
大阪アーツカウンシル	大阪府・市の諮問機関として設置	・府市文化事業の評価、審査 ・文化施策の提案
アーツカウンシル新潟	(公財) 新潟市芸術文化振興財団の一部門として設置	・活動支援 ・調査、研究
浜松アーツ&クリエイション	(公財) 浜松市文化振興財団の一部門として設置	・活動支援 ・調査、研究

5 四間道地区



6 県指定文化財伊藤家住宅の保存活用計画

(1) 概要

文化財建造物の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにし、これらに関して関係地方公共団体等の間の合意を形成しておくことによって、保存と活用が円滑に促進することを目的として策定する

(2) 内容

- ・保存管理計画
- ・環境保全計画
- ・防災計画
- ・活用計画
- ・保護に関する諸手続き

(3) スケジュール

区 分	内 容
6月頃	第1回建物調査に関する有識者会議（年度内に3回程度）
7月頃	第1回保存活用に関する有識者会議（年度内に3回程度）
11月頃	中間報告
3月頃	保存活用計画策定

7 技術提案・交渉方式

(1) 採用した理由

- ・劣化した石垣や既存ケーラン基礎の取扱いなど様々な課題があり、仕様の確定が困難である
- ・特別史跡内に大規模木造建築物を復元する工事であるため、最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい

(2) メリット、デメリット

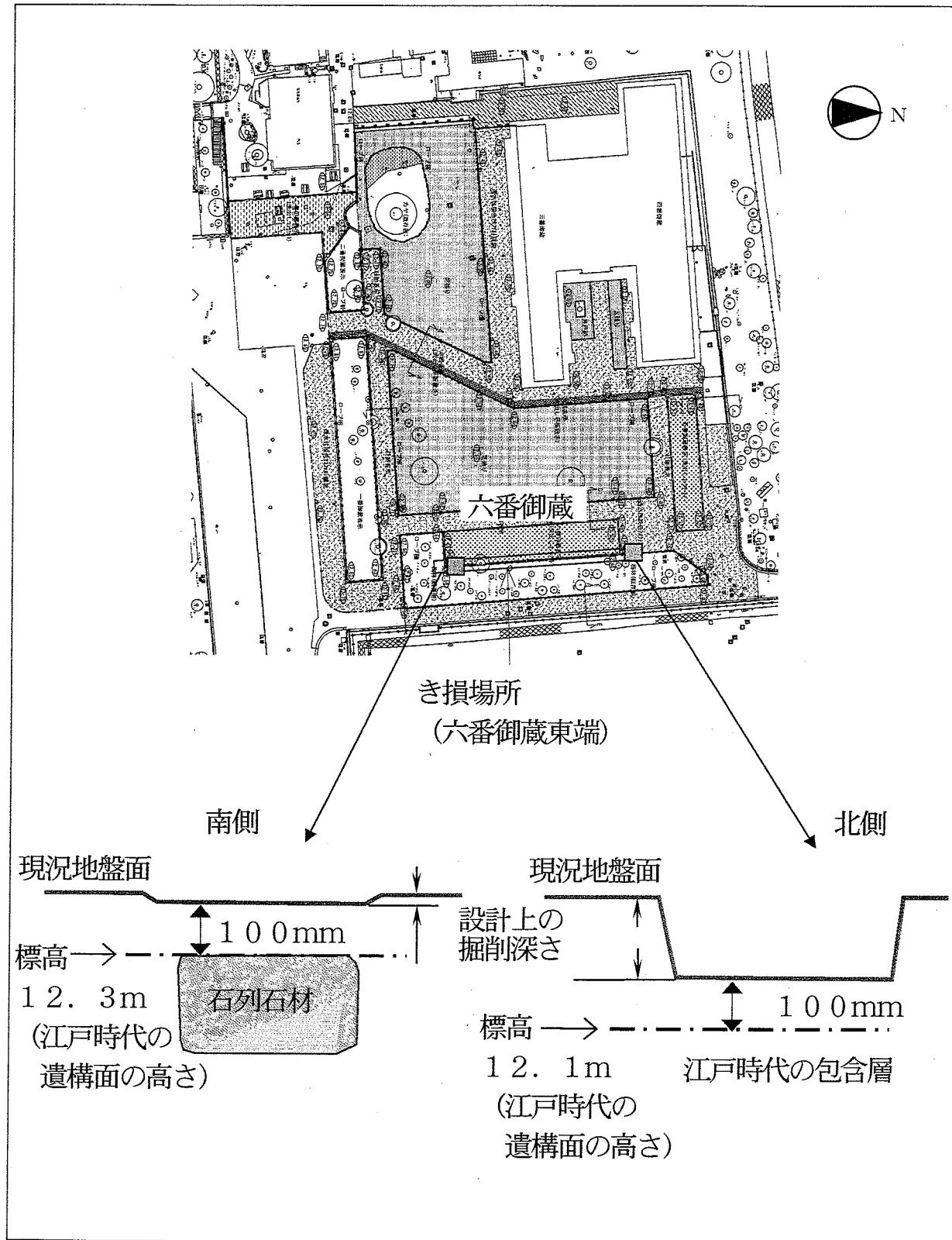
区分	内容
メリット	<ul style="list-style-type: none">・これまでにない厳しい条件下で、高度な技術が必要とされる工事の施工が可能である・施工業者がノウハウを活かして設計を行うことから、効率的な施工が可能となり、工期の短縮に繋がる
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある・施工業者が実施する設計に対し、的確な判断や指示を行う能力が発注者に必要となる

8 「名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事」における特別史跡のき損

(1) 状況

- ・保存整備室は、名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の外構工事として、六番御蔵の遺構の位置を、地面に石を据えて表示する計画を立てた
- ・その設計にあたり、名古屋城調査研究センターは、事前に行った試掘調査の結果に基づいて、それ以上掘ってはいけない江戸時代の遺構面の高さを示した
- ・保存整備室では、表示のための石を据える基礎の深さが、調査研究センターが示した江戸時代の遺構面に達しないように設計した
- ・保存整備室では、そのように設計したため、今回き損した地点については学芸員の立会いを要しないものと認識し、掘削を行った
- ・しかし、想定した江戸時代の遺構面より高い位置の地中に、江戸時代の六番御蔵のものである可能性が高い石列が存在した
- ・掘削の際に、その石列をき損した

(2) 設計時の掘削の深さ



注 包含層とは、考古資料（遺物）を内部に含んでいる地下の土層

9 き損に関する文化庁からのコメント

区分	内容
3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな問題である。名古屋市が、この掘削計画で立会いがないという判断をしたのは、遺構保存の認識が甘いと言わざるを得ない ・現状変更許可申請書には重機と人力の併用とあるが、学芸員が立ち会っていないと判断できない。副申における教育委員会の判断も甘いということになる ・今後の名古屋市の計画においても本当にできるのかと思われる。この先どうするかをよく考え、再発防止策を立てること ・き損届を出してもらって判断することになるが、徹底した再発防止策が求められる ・外構工事は当面止めて、どう、き損したのか、現地の状況をきちんと把握する。原因の仔細も究明しないといけない。どうしてこうなったのかの事実を分析する。さらに検証発掘をする。どう調査をするのかを専門家とよく相談し、現場を見てもらって指導を仰ぐ。その上で、き損した箇所をどう修復するかについて有識者を交えて検討する。再発防止策、組織体制の問題を検討する。具体的な仕組みとして示していただく必要がある ・展示収蔵施設の外構をどうするかは、これらの一定の目途がたってから
3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・事案を重く捉え、すぐに調査体制を設けたことについては理解できる。ここで把握した問題点が一つ一つ再発防止策につながることなのでしっかりと取り組むように ・先回のき損状況の説明ではよく分からぬ点もあるので事実を究明して説明してほしい ・石垣部会には、これ以上き損しない前提で、どのような調査をすべきかを相談すること

10 学芸員の工事立会いに係る文化庁の見解

- ・今回の案件に係る現状変更許可に当たっては、名古屋市の学芸員の立会いを許可の条件としており、施工に際し、学芸員が立ち会っていなかったことは当該条件に反している
- ・なお、現状変更許可申請書に付された名古屋市教育委員会の副申には「施工の際には、市教育委員会の考古学担当学芸員が立会いを行います。」とあるところ、今回のき損について、名古屋市から、日々の立会いは名古屋城調査研究センターの学芸員が行い、教育委員会文化財保護室の学芸員は節目節目での立会いを行っているとの説明を受けた。調査研究センターの学芸員も考古学担当学芸員であり、立会いの許可条件の趣旨である遺構への配慮という点で必ずしも問題となるものではないが、申請関係書類の記述については、より正確を期するべきであると考える